

瑞穂市障害者自立支援協議会の体制

企画・運営
制度啓発

全体会
※年2回

会長1名 副会長1名 顧問 若干名 委員22名
+ 事務局（市職員）※定数：25人以内 任期：3年

事務局会 ※随時開催
正副会長+各部長+基幹相談支援センター（福祉生活課職員及び会計年度任用職員）

プロジェクトチーム
協議会メンバー+関係機関の職員等
○放課後等デイサービスに係る実態調査
特別に取り組む課題について調査・審議

各種専門部会

協議会メンバー+部会員等で構成

- くらし部会
 - ・日中支援（就労、訓練、余暇 等）
 - ・居住支援（在宅、施設、病院 等）
- 権利擁護部会
 - ・権利擁護（後見人制度、差別解消法等）
- 子ども部会
 - ・途切れのない支援（林・トブ ック・リ・フルットの検討 等）
 - ・サポート強化事業 ・医療的ケア児支援の協議の場
- 相談支援部会
 - ・一般（児童）計画相談支援 等
 - ☆各部会とも必要に応じ、困難事例等の検討を実施

連携

この協議会は、障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者等が連携し、支援体制を協議し、連絡調整を行う。障害者差別の解消を効果的に進めることについて調査及び審議を行う。また、障害福祉計画の進捗管理を行う場。

瑞穂市福祉事務所

会議の事務局を行うとともに、窓口や日頃の業務において市民ニーズの把握や地域の課題及び困難事例を吸い上げ、必要に応じ、個別支援会議を開催し、協議会の検討事案のたたき台を作成する。

市民ニーズ、地域の課題

市内における困難事例・・・

個別支援会議

個々の持つケースに応じて、関係者が集まり課題を確認（情報の共有）し、解決の糸口を話し合う場
※必要に応じ、随時開催

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

瑞穂市

障がいのある方が自立し、安心して暮らせるまちづくりをめざし、障がい者本人やその家族はもちろんのこと、市内にあるボランティア団体や専門家、保健医療機関、学校、企業、事業者らが知恵を絞る。

福祉関係機関

県、保健所、病院、施設、事業所、企業等